

令和3年度 第2回定期監査（令和3年12月1日報告） 【指摘事項】

対象部局：総務部、保健福祉部、産業観光部、農業委員会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 防災危機管理課	<p>1 収入事務について (1) 徴収事務 納入義務者名を誤って納入通知書を発行し、再発行時に納期限を指定していないものがあった。 収入権者は、歳入の調定をしたときは、郡山市財務規則第42条により、速やかに納入義務者に対し納入通知書により納入の通知をしなければならないが、納入義務者の名称を誤って発行しているものがあった。その後、納入義務者の名称を訂正して再発行したが、同規則第35条の規定にかかわらず、納期限の指定をせず納入通知書を発行していた。</p>	措置 (完了)	<p>納入義務者名及び納期限を間違えたことは、納入通知書を発行する際の確認が不十分だったことが原因です。 指摘後は、郡山市財務規則を遵守して納入通知書を作成し、発行前に複数人で確認しております。 また、確認の際にはチェックリストを活用し、作成者及び確認者のダブルチェックを行うことを徹底してまいります。</p> <p>令和4年5月6日措置通知 市長</p>
2 保健・感染症課	<p>2 支出事務について (1) 旅費支出事務 県内旅費を翌月に支給していないものがあった。 県内旅費については、郡山市職員等の旅費取扱規則第19条の規定により、当該月分を翌月に支給することとなっているが、支給していないものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>旅費支出事務につきましては、旅行者と旅費支給担当者との連絡漏れ及びチェック不足により、県内旅費の支給を遅延してしまつたものです。 未支給分については、速やかに支給いたしました。 今後は、旅行命令と支出命令についてチェックリストを作成し、複数の職員でチェックを十分に行い、適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>令和4年5月6日措置通知 市長</p>
3 総務法務課 農業委員会事務局	<p>3 契約事務について (1) 契約締結事務 ア 誤った遅延利息の率で契約を締結しているものがあった。 契約の相手方の責めに帰すべき履行遅滞による遅延利息については、郡山市契約規則第12条の規定により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率としなければならないが、誤った率で契約を締結しているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>(総務法務課) 当該契約書については速やかに正しい率に訂正いたしました。 また、新たにチェックリストを作成し、起案者のほか確認者を定め、各項目を二重に確認するとともに、決裁者等は承認時に、当該項目に特に留意し、再発防止を図っております。</p> <p>令和4年5月6日措置通知 市長</p> <p>(農業委員会事務局) 今般の事案は契約書に記載する遅延利息の確認を怠っていたことが原因です。 誤った遅延利息については、速やかに双方の契約書を訂正いたしました。 なお、令和4年4月1日以降に契約を締結するものについては、令和4年2月3日付け本市契約課長からの遅延利息に係る通知のとおりに記載方法を改めました。 今後においても、契約書を作成する際には、契約課作成の「委託契約事務の手引き」や通知等に基づき、決裁ルート外の職員を含めた複数の職員で確認を徹底してまいります。</p> <p>令和4年5月6日措置通知 農業委員会</p>
4 観光課	<p>イ 契約書に仕様書が添付されていないものがあった。 契約書は、郡山市契約規則第3条第2項の規定により、必要な関係書類を添えたものでなければならないが、業務内容を定めるために必要な仕様書が綴られていない契約書により契約を締結しているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>指摘された事務につきましては、契約書に業務内容を定めるために必要な関係書類である仕様書を綴り込むべきところ失念し、契約を締結しておりました。 契約書については、速やかに仕様書を添付しました。 指摘後は、契約規則に基づき、適正な書類作成に努めるとともに、新たに契約書作成時チェックリストを作成し起案に添付し、課内での点検体制を強化いたしました。</p> <p>令和4年5月6日措置通知 市長</p>